固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を受けようとする場 合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添 えて提出してください。

また、既に固定資産税の非課税適用を受けていたもの が、非課税の規定に該当しなくなった場合は、固定資産税 非課税規定適用除外申告書の提出をお願いします。

提出期限 1月31日(月)

■非課税の対象となる主な固定資産

①宗教法人関係

宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境 内地

②社会福祉事業関係

政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産 ※固定資産とは、「土地、家屋、償却資産」のことです。

※固定資産によって賃料等を得ているものは、いかな る理由でも非課税の対象となりません。

門一町税務課 固定資産税班 **20187(84)4902**

課 政

令和4年度 未来農業のフロンティア育成研修生を募集しています

秋田県では、県内の各試験場等での実習や講座を通じ て営農に必要な技術や知識を習得する「フロンティア育 成研修」の研修生を募集しています。

研修会場および研修コース●

研修会場	研修コース
秋田県農業試験場	作物、野菜、花き
秋田県果樹試験場	りんご、梨 など

募集期限●1月13日休 ※必着

研修期間●24カ月(令和4年4月~令和6年3月)

応募資格●次の要件をすべて満たす方

- ①新たに農業を始めようとする方または現に 農業を営む方で、農業で自立しようとする 意欲が高く、研修終了後に町内での就農が 確実と見込まれる方
- ②応募時の年齢が50歳未満の方
- その他●研修生は、研修奨励金の支給対象となる場合 があります。

このほかにも留意事項などがありますので詳細は下記へお問い合わせください

申•問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

みんなが森林の応援団!

「緑の募金」へのご協力ありがとうございました

皆さんからご協力いただいた [緑の募金] は、地域の 緑化運動や森林づくり活動への支援に活用されていま す。美郷町の令和3年度の募金総額と使途は下記のとお りです。

美郷町の令和3年度募金実績

募金総額 726,932円

【募金の内訳】

●各行政区から(家庭募金)	583,600円
●町内小・中・高等学校から (学校募金)	122,932円
●事業所から(職場募金)	20,400円

【募金の使途】

募金協力者への交付金(各行政区、学校等) 470,034円 ●秋田県緑化推進委員会への納付金 256,898円

各行政区や学校等では、花苗や苗木の頒布、公園の緑 化運動などに交付金を活用しています。なお、秋田県緑化 推進委員会における令和2年度の募金総額と使途は下記 のとおりです。

秋田県緑化推進委員会の令和2年度募金実績

募金総額 2,759万円

【募金の内訳】

●家庭募金	1,343万円	●街頭募金	1万円
●学校募金	485万円	●企業募金	329万円
●職場募金	337万円	●その他募金	264万円

【令和2年度募金の主な使途】

縁化思想の啓発	600.5万円
●県民参加の森づくり推進	187.8万円
●森林ボランティア育成	57.5万円
縁の少年団育成	180.6万円
●名木・古木等の保護	87.5万円
●国土緑化運動	339.8万円

※その他、募金経費、名木・古木の調査、国土緑化推進機構納付金等にも活用されています。

令和4年産米の「生産の目安」が決定しました

今後、方針作成者(JA・集荷組合など)から農業者ごとに 「生産の月安」が提示されます。農業者や方針作成者は「生 産の目安」や、販売状況、経営戦略に基づき、売り先を確保 できる米の生産量を決定してください。

なお、方針作成者の判断により、販売状況や経営戦略に 基づいた「生産の日安」の調整を行う場合や「生産の日安」

を提示しない場合もありますので、詳細については参加し ている方針作成者にお問い合わせください。

また、方針作成者に参加していない農業者の皆さんにつ きましては、下記を参考にして需要に応じた計画的な米生 産を行ってください。

町の「生産の目安」

生産の目安(面積換算)	生産の目安(いわゆる転作率)	基準単収
18,825t(3,190ha)	53.69%(46.31%)	590kg/10a

問 美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内) ☎0187(84)4908

福祉保健課

戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員についてお知らせします

美郷町を担当する戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員は下記のとおりです。戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員は生活 上の問題や利用可能な福祉制度に関する相談、各種年金や給付金に関する相談などに応じています。

■戦傷病者相談員

氏 名	ゕゕャ ゕャ こ 深谷 都子	* ** しょういち ろう 木元 正一郎
居住地	大仙市大曲西根	大仙市下鶯野
電話番号 0187(68)2661		0187(56)4409

■戦没者遺族相談員

氏 名	はが む ま 熊谷 良夫
居住地	美郷町鑓田
電話番号 0187(84)1477	

ヘルプマーク・ヘルプカードを知っていますか?

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からな い障がいをお持ちの方などに、「ヘルプマーク」「ヘルプカ ード | を配布しています。このマークやカードを身に付けて いる方を見かけたときは、思いやりのある行動をお願いし ます。「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布を希望される 方は下記までお問い合わせください。

- 配布対象者
 ・義足や人工関節を使用している方
 - ・心臓疾患などの内部障がいや難病の方
 - ・発達障がいなど援助や配慮を必要として いる方 など

配布場所 町福祉保健課



▲ヘルプマーク ▲ヘルプカード

請求期間は令和5年3月31日まで

第11回特別弔慰金の請求はお済みですか

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、令和2年 4月1日から請求を受け付けしています。町では前回から引 き続いて請求権利があると思われる方や、前回の請求者が 亡くなられている場合はそのご親族に対し、お知らせを送 付しています(前回の請求者が亡くなられている場合は支 給要件があります)。まだ手続きされていない方は請求期間 内にご請求ください。この期間を過ぎると請求できなくなり ますのでご注意ください。

なお、町からお知らせが届かない方で、請求権利がある と思われる方は、下記までお問い合わせください。既に請求 した方で、国庫債券がお手元にない場合は、国・県での審査 中または財務局での国債発行待ちです。準備が整いしだい、 通知しますのでお待ちください。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907